

# 第10代復興大臣 田中和徳 自民党・国政報告353号

衆議院議員田中和徳事務所  
TEL:03-3508-7294  
FAX:03-3508-3504  
<http://www.tanaka-kazunori.com>  
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



## 水素社会推進法案の概要

温暖化抑制と脱炭素型の経済成長には、水素の活用が不可欠であり、川崎市臨海部でも水素の大規模供給拠点の建造が進められています。そこで、水素社会実現に向けた制度改革や支援対策などを推進するため、水素社会推進法案が衆院で可決され、現在参院で審議されています。田中和徳も党水素議連副会長として、法案の早期成立に尽力致します。

### 水素社会推進法案① 国・自治体・事業者の責務

- ① 製造時のCO2排出量が少ない水素系燃料の供給と利用を促す。  
(具体例：水素・アンモニア・合成メタン・合成燃料など)
- ② 経産大臣が、低炭素水素などの供給・利用の基本方針を策定し、供給・利用量の目標、脱炭素化に向けた重点施策などを盛り込む。
- ③ 国は低炭素水素などの供給・利用を総合的に推進する責務を負い、規制の見直しや支援措置などを進め、自治体もそれに協力する。事業者に対しては、安全かつ積極的な設備投資を行うよう促す。
- ④ 国内で水素などを製造・輸入して供給している事業者に対して、経産大臣は低炭素水素などの供給促進に向けた判断基準を設ける。その基準の下、経産大臣は事業者に指導・助言を行う権限を有し、事業者の取り組みが著しく不十分な場合は、勧告・命令を行う。

## 水素社会推進法案② 計画認定制度の創設

**概要**：国は、低炭素水素などの供給利用網を拡大するため、以下の様々な条件を満たす事業計画に対して、資金助成や規制緩和など、様々な支援措置を行い、低炭素水素などの国内事業者を強力に支援していく。

条件① 経済的な合理性があり、日本の国際競争力向上に役立つこと。

条件② 港湾や道路に貯蔵タンクや導管などを敷設・整備する際、港湾計画、道路や土地の利用状況に照らして適切であること。

条件③ 拠点整備などの資金助成の場合は、以下の条件も加わる。

1. 供給事業者と利用事業者、双方連名の共同計画であること。
2. 低炭素水素などの供給が、一定期間内に開始されること。
3. 低炭素水素などの供給を、長期間継続的に行うこと。
4. 利用事業者が新たな設備投資や事業革新などを目指すこと。

## 水素社会推進法案③ 認定を受けた事業計画への支援

- ① 水素は拡散・着火しやすく、金属素材を脆くさせる物質であるため、都道府県に代わって経産省が保安確保のための許可や検査を行う。
- ② 事業者を支援するため、港湾法や道路占用の特例措置を与える。
- ③ 低炭素水素などと化石燃料との価格差を埋めるための資金助成、低炭素水素の貯蔵タンクやパイプラインなどの整備に助成金を支給。